

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

②評価調査者研修修了番号

SK15225・愛福評 17001・愛福評 07016

③施設の情報

名称：今治市母子生活支援施設ふたば荘	種別：母子生活支援施設
代表者氏名：森 茂博	定員（利用人数）：20世帯(8世帯16人)
所在地：愛媛県今治市	
TEL：0898-32-5364	ホームページ：
【施設の概要】	
開設年月日：1976年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：今治市	
職員数	常勤職員： 3名 非常勤職員 2名
専門職員	（専門職の名称） 名
	母子支援員 1名
	少年指導員 1名
施設・設備 の概要	（居室数） 20室
	（設備等） 学習室、共同浴室、事務室

④理念・基本方針

[理念]

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、これらの者を保護する施設です。施設では児童の健全育成と、入所者が自立して社会生活に適用できるよう生活指導、相談援助等の支援を行います。

[基本方針]

- ・入所者の個々の課題に適切に対応した支援
- ・関係機関との連携による世帯が安心して自立に向けた生活を営むことができる体制
- ・多様化する支援サービスへの対応に向けて、研修等の参加による支援の質の向上

⑤施設の特徴的な取組

* 外部から講師を招いて、ソロバン教室と習字教室をそれぞれ月2回ずつ実施し、子どもたちへの学習支援を行っている。

* 年2回、バスを借り上げて親子一緒の日帰り遠足を実施したり、年間5～6回食事（おやつ含む）会を実施したりして、母親と子どもの主体的な取り組みや絆が深まるよう支援している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 7 月 1 日（契約日）～ 平成 30 年 2 月 17 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回（平成 26 年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 支援の改善に対する取り組みについて

日々母親や子どもに寄り添い、丁寧な支援を実施している。更に、日常の支援のあり方について、入所者一人ひとりにとってどんな支援がよいのかを考え真摯に取り組み、情報収集するなど支援の質の向上に対する意欲が高い。

2. 主体性を尊重した支援が行われている。

自治会活動を大切にし、司会・記録を母親自身が1年ごとの持ち回りで実施し、日々の生活についての困りごとについて協議し、自分たちで改善しようという姿勢を支援している。また、年間の様々な行事について母親や子どもの意向を確認して、可能な限り実現できるよう努力している点は、高く評価できる。

◇改善を求められる点

1. 標準的な実施方法の作成について

関わる職員によって差が生じないように、新しく採用された人も含めて、誰もが一定水準の支援の質を持ち、日々の支援に取り組むことが出来るように標準的な実施方法の作成が望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回で2回目の受審となりますが、当施設が特に評価していただいた項目や改善が求められる項目等、改めて気付く機会を得ることができました。

今後も母親や子どもに寄り添い丁寧な支援に心がけていき、今回の受審結果を受け止め、支援の継続性や分析・評価等に反映できるよう記録に努めるほか、入所者に対し良質な支援が提供できるよう更なる支援力の向上に努めてまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 28 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<コメント> 理念、基本方針を明文化している。職員には職員会議で周知を図り、また母親と子どもには資料を用いて入所時に説明をして周知を図っている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ b ・c
<コメント> 環境把握やデータの収集は行っていないが、把握すべき状況を視野に入れ取り組んでいる。予算・決算は議会にかけ公表されている。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取を進めている。	a・ b ・c
<コメント>		

公立施設であり市担当課と連携して人材育成に向けて予算要求し、建て替え問題など常に経営の改善に向け努力している。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>公立施設であり「今治市子ども・子育て支援事業計画」を基にひとり親家庭等の自立支援の推進等ビジョンは明確にされている。また、入所者にアンケートをとり支援の内容・施設・設備・建物等について具体的な見直しを行っている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>入所者からの意見を取り入れ、居室の改善や親子での日帰り遠足等計画し実施されている。単年度計画は入所者も加わり、実行可能な計画となっている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員会議で施設全体としての計画・評価の見直しを実施している。また、関係機関からの行事案内を入所者に周知し、自治会を通して掲示したり、口頭で伝えたりしている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画については、自治会で説明したり廊下に掲示したりして周知に努め、理解を促している。日帰り旅行については、パンフレットを参加者全員に配布し周知に努めている。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年に1回は自己評価を行い、平成26年度に第三者評価を受審し、支援の質の向上に向け、見直しをしている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価を受けて見えてきた課題について職員会議等で共有し、翌年度から必要に応じて見直しをされている。今後は課題を文書化し、改善に向けた計画的な取り組みが望まれる。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>公立施設であり、市の条例等に施設長の役割や責任が明文化されている。職員会等で表明されてはいるが、更なる周知・理解への取り組みが望まれる</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、遵守すべき法令等についての研修に参加し、資料を回覧して職員への周知に努めている。今後は法令遵守の徹底・理解に向けた更なる取り組みが望まれる。</p>		

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、支援の質の向上に対する意欲が高く、全国母子生活支援施設研修会等に参加し、真摯に向き合い自己研鑽に努めている。今後は具体的な支援について、組織的な取り組みとなるような体制づくりが望まれる。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>公立施設であり、市の担当課と協議しながら業務が円滑に遂行できるように取り組み、職員会議や毎日のミーティングの時間に職員全体で共有している。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>福祉人材確保の希望・計画はあるも、職員採用に関する裁量権は市にあるので、心理職等必要がある場合は関係機関や医療機関を利用している。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>市の人事基準に従い人事管理が実施されているが、職員の面談は実施されていない。「期待する職員像」を明確にし、職員が自分の将来に希望が持てるような仕組み作りへの取り組みが期待される。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ b ・c

<p><コメント></p> <p>就業状況は、定期的に把握されているが、職員の面談は実施されていない。非常勤職員を含め全職員の面談を実施して意向を把握し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みが期待される。職員同士の人間関係は良好であり、チームワークがとれた職場環境になっている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>「期待する職員像」を明確にしたうえで個別面談を実施し、一人ひとりの知識・経験に応じた目標を設定して、日々の支援に生かせるような取り組みが望まれる。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>全国母子生活支援施設職員研修会、中国・四国ブロック母子生活支援施設研修会、社会的養護を担う児童福祉施設長研修会への参加等、研修の機会は確保されている。しかし、体系的な研修計画の策定・実施には至っていないので、職員一人ひとりの知識・経験に応じた計画的な研修となることが望まれる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>全職員に研修の機会が確保されているわけではないが、研修を受けたものは報告レポートを作成し、全職員に供覧して研修内容を共有し、支援の質の向上に努めている。研修に対する基本姿勢を明確にし、ステップアップが図られるような研修となることが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れにたいしての体制整備がなされておらず受け入れていない。今後は「実習生受け入れマニュアル」・実習プログラムを作成し、専門職の教育・育成に対する体制整備が図られることが望まれる。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結
--	--------

		果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>公立施設であり予算・決算情報についてはホームページや広報誌等で適切に公表され、第三者評価の受審結果についても公表されている。しかし今後は「理念や基本方針」「施設で行っている活動」等についても発信するなど、地域の理解を深め、更なる運営の透明性を確保するための取組が望まれる。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>公立施設であるため、市の内部監査や県の指導監査を定期的を受け、職員に周知している。外部監査は受けていない。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>地域との交流を広げるための積極的な取組は行われていないが、公民館の行事案内や児童館だより等を自治会や掲示板にて周知し、子どもたちが公民館の図書を借りるなどしている。学校での友人等が施設に遊びに来やすい環境づくりを行っている。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・ c
<p><コメント></p>		

ボランティア受け入れの実績がなく「ボランティア受け入れマニュアル」も作成されていないので、マニュアルを作成し受け入れ体制の整備が望まれる。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>関係機関・団体についてのリストは作成されている。別宮地域のネットワーク・担当者会議に参加して地域との連携を図り、職員間での情報共有が図られている。母親と子どもにとってより良い支援をするためにも、広域での情報収集に努め、関係機関と連携を図り支援していくことが望まれる。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の機能を地域に開放・提供を行っていない。今後、地域における災害時の役割等について明確化するなどの取り組みが望まれる。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>福祉ニーズを把握するための取り組みは行なわれていない。福祉ニーズの把握に努め、公益的な事業・活動の実施が望まれる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施についての共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>母親と子どもを尊重した支援の基本姿勢は「理念・基本方針」に明示されている。問題のあるケースについては、毎日のミーティングの中で話し合い共通理解しているが、支援</p>		

の具体的方法については模索しながら取り組んでいる。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援の実施が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護に関する規程・マニュアルは作成されていないが、職員会や毎日のミーティングの中でプライバシーの尊重について話し合いはなされている。プライバシー保護に関する規程・マニュアルを作成し、さらにきめの細かい支援が実施されることが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>公立施設であり市の担当課と連携して利用に必要な情報提供がなされ、施設見学についての対応をしている。入所希望者には「今治市母子生活支援施設入所者心得」「自治会決議事項」「施設利用のルール」について説明し、共同生活になじめるかを確認したあと入所手続きを実施している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>支援開始時には「入所者の心得」を母親と子どもと一緒に説明をして、理解ができるようにしている。配慮の必要な人には日常生活に合わせて丁寧に説明しながら支援している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>措置変更や地域・家庭への移行等の際は、今治市担当課他関係機関と連携をとりながら支援している。退所した後も相談の窓口を開いており、相談に応じている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p>		

意見箱を設置したり、自治会等で意向把握をしたり、子どもについては行事の時に意見を聞いたりするなどして満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決実施要項を制定している。日ごろから入所者と職員が気楽に話し合えるような関係づくりに努め、意見箱も設置している。内容によっては自治会で検討し、改善を図っているが、更なる苦情解決制度の周知に向けた取り組みが望まれる。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>日常的に職員の方から積極的に声かけをし、信頼関係づくりに努めている。母親と子どもが相談や意見を述べやすいように意見箱を設置している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>対応マニュアルは整備されていないが、自治会等が出てきた入所者の意見等には柔軟かつ迅速に対応できるよう努めている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>ヒヤリハットの事例収集をして事故の未然防止に努め、施設内の安全点検等実施している。不審者対策として11月に防犯カメラを設置した。今後はより安全の確保、事故防止に関して職員・入所者が共通理解をし、防止対策の実施等が図られることが望まれる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>「感染症対応マニュアル」を整備して職員に周知し、発生時には関係機関と連携して対</p>		

応している。また、感染情報についても入所者に情報提供し、周知に努めている。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための 取 組を組織的に行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>消防計画を作成し組織表や役割分担が定められている。食料品の備蓄は3日分を予算計上し順次整備している。市主催の防災訓練に参加する入所者もいるが、地域の防災訓練に参加したり、情報共有したりする等、地域との交流を含めた組織的な取り組みが望まれる。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a・b・ c
<p><コメント></p> <p>新規採用者を含め、誰もが一定水準の支援を実施し、職員によって差異が生じないようにするためにも標準的な実施方法の作成が望まれる。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・ c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画については必要に応じて見直しされているが、今後は標準的な実施方法を作成し、見直しについての仕組みも確立されることが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画を策定し問題解決にどう対応するかを協議しているが、アセスメントシートは作成されていない。適切なアセスメントを作成することがよりよい自立支援計画の作成につながり、母親と子どもの成長につながることをふまえ、今後はアセスメントに基づき自立支援計画を策定されることが望まれる。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>見直しについては原則半年ごとに実施しているが、現状維持が精一杯というケースが増えている。少しずつでも前に進めるよう支援方法を振り返り、専門性や技術の向上に努めることが期待される。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>母親と子どもへの日々の支援について、ケース記録に記入されている。自立支援計画に基づいた支援の実施状況については、読み進めながら拾っていかなくてはならない。自立支援計画に基づいた課題についての支援の実施について、母親と子どもがどのように推移していったのかわかるような記録の在り方への工夫が望まれる。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>市の個人情報保護条例により母親と子どもの記録は保存・廃棄等適切に処理されている。記録は個人の机で施錠されて管理されているが、全員が共有できる保管場所の検討が望まれる。</p>		

内容評価基準（28項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。	a・ ① ・c
<コメント>		

<p>平日は、全職員がそろそろ時間帯に引継ぎ等を行い、日々の支援についてお互いの気になる点など指摘し合いながら情報を共有している。</p>		
<p>A-1-(2) 権利侵害への対応</p>		
A②	<p>A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。</p>	<p>㉑・c</p>
<p><コメント></p> <p>市主催の「人権研修」等に参加し、毎日のミーティングの中で入所者に対する言葉遣い等を含め、日々の具体的な支援について権利侵害になっていないか確認し合うなど丁寧な対応がなされている。</p>		
A③	<p>A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。</p>	<p>a・㉒・c</p>
<p><コメント></p> <p>日々の声かけや表情等から気になるケースを発見したときは、その都度対応し適切に支援している。今後も良好な人間関係の構築について更なる支援が望まれる。</p>		
A④	<p>A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>a・㉒・c</p>
<p><コメント></p> <p>子どもからの訴えやサイン、他の入所者からの訴え等を含め早期発見に努め、関係機関と連携して支援している。今後は更に職員研修を実施し母親に対する支援の強化が期待される。</p>		
<p>A-1-(3) 思想や信教の自由の保障</p>		
A⑤	<p>A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>個人の思想や信教の自由について保障した支援がなされている。</p>		
<p>A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮</p>		
A⑥	<p>A-1-(4)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p>	<p>a・㉒・c</p>
<p><コメント></p> <p>「自治会」を設置、月1回開催し、司会・記録は母親自身の持ち回り（1年ごと）で行い、職員参加のもと、日常生活の困りごとや行事等について協議し、自主的に生活環境の改善等に取り組むことが出来るよう支援しているが、周知・徹底するまでには至っていない。</p>		

<p>い。子どもたちについては「子ども会」は設置していないが、学習支援員を中心に子どもたちと協議しながら行事の出し物等について決めている。今後は、決定事項等の周知に向けて制作物の工夫や企画・運営も入所者と共に行うことが出来るよう、積極的な取り組みが期待される。</p>		
<p>A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活</p>		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a・ b ・c
<p><コメント> 母親や子どもの主体性を尊重した支援が行われているが、それぞれのストレングスに着目し、それを活かせるよう積極的な取り組みが期待される。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a・ b ・c
<p><コメント> 母親と子どもの意向を確認しながら、七夕やクリスマスなど季節ごとの行事に加え、年2回日帰りバス遠足を実施し、母親と子どもの生活に変化と楽しみ・潤いをもたらす取り組みが行われている。</p>		
<p>A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント> 退所の際に「今後何か困ることがあったら相談に応じる」旨、口頭で伝えられている。時に「里帰りやねー」と退所した母親の来訪や子どもが遊びに来てくれることがある。退所した母親や子どもがそれぞれの地域で安心して生活できるように、退所支援マニュアルを作成し計画的・積極的な支援が望まれる。</p>		

A-2 支援の質の確保

<p>A-2-(1) 支援の基本</p>		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント> 自立支援計画を母親と子どもそれぞれに作成している。事前に面談を実施してそれぞれの課題に向けた支援に取り組んでいる。作成に当たり、アセスメントシートを作成し、関係機</p>		

関等からも情報収集するなど、積極的な取り組みが望まれる。		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a・ ㉑ ・c
<p><コメント></p> <p>アセスメントシートは作成されていないが、入所時の聞き取りで状態を把握し、自立支援計画を作成して、日々の生活が円滑に行われるよう支援している。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a・ ㉑ ・c
<p><コメント></p> <p>関係機関と連携して母親と子どもそれぞれ年2回の健康診断を実施している。また、精神的に気になる場合はクリニックの受診を勧めたり、市の保健師と連携したりしながら支援している。障がい者福祉のヘルパーによる家事支援も行っている。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a・ ㉑ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもが病気の時は母親が仕事を休んで看護にあたっている。また、保育所や学校に登園・登校した後の発熱時は直接母親に連絡が行くことになっているが、連絡がつかないときは職員が迎えに行き連れ帰り、看護にあたる。子どもに発達の遅れが見られた時には、発達支援センターを利用するなど適切に支援されている。今後は母親と子どもとの適切なかわりを支援するためにも、母親の負担軽減（レスパイト等）等への取り組みも望まれる。</p>		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a・ ㉑ ・c
<p><コメント></p> <p>トラブルの際には介入するが、入所者同士の関わりについてはあえて深く介入せず入所者に任せ、気の合う者同士が交流している。対人関係にストレスを感じている母親については、子どもの様子から推し量り、関係機関と連携しながら支援しているが、配慮を要する母親にこそ尊厳を持った丁寧な対応が求められることから、さらに専門性を高め支援していくことが望まれる。</p>		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・ ㉑ ・c

<p><コメント></p> <p>当施設の1・2階が保育所になっており、スムーズな連携がとれている。学童保育や発達に遅れがある子どもについては、障がい児利用のデイサービスを利用出来るように支援している。施設内でも学習支援や遊びの支援が行われている。また、年間を通して様々な行事・レクリエーションを実施して育ちを支援している。</p>		
A⑩	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・ ⑩ ・c
<p><コメント></p> <p>各種奨学金制度の情報提供・準要保護の手続き・特別支援学校への通学等それぞれの事情に応じた支援が適切に行われている。</p>		
A⑪	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・ ⑪ ・c
<p><コメント></p> <p>職員は温かい気持ちで穏やかに子どもたちと関わり、冬場は学習室にホットカーペットを敷くなど、心地よい環境で学習や遊びができるよう支援している。</p>		
A⑫	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・ ⑫ ・c
<p><コメント></p> <p>性についての個別の子どもの疑問や不安に対応してはいるが、学習会は実施していない。職員が正しい知識を持ち、誰もが自信を持って子どもたちの疑問や不安に応えられるよう、学習会等への取り組みが望まれる。</p>		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑬	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント></p> <p>DV被害における緊急利用に対応する体制は整備されていないため他機関を紹介しているが、それ以外の緊急利用に対応出来るように、常時1室は生活用品を整えいつでも利用できるようにしている。</p>		
A⑭	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・ ⑭ ・c
<p><コメント></p> <p>現在事例はないが、必要があれば市担当課と連携して対応している。</p>		

A⑳	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>心理的ケアの必要なケースは、病院等のカウンセリングを利用しながら支援している。</p>		
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A㉑	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>関係機関と連携しながら支援しているが、更に専門性を高め、自己肯定感や自尊心の形成に向けた望ましい支援を実現するためにも職員研修の充実が望まれる。</p>		
A㉒	A-2-(6)-② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>今治市別宮地区地域ネットワーク会議（保育所・学校・児童館・民生児童委員・市関係課）に参加し気になるケースについては情報共有しながら支援している。必要に応じ個別に児童相談所とも連携しながら支援している。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉓	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>母親からの相談に乗り、母親が主体的に行動できるように支援している。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援		
A㉔	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>必要に応じて療育手帳や障害年金の取得を支援し、ヘルパーや就労支援事業所の利用や病院を紹介して受診を勧めるなどの支援をしている。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A㉕	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>ハローワークからの情報を提供したり、子どもだけが病気で自室で寝ている時に、時々様子を確認するなど、母親が安心して仕事ができるように支援している。今後は母親の就労意欲の喚起への取り組みが期待される。</p>		

A⑳	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて 職場等との関係調整を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>母親の職場に行って関係調整することはないが、就労継続が困難な母親を受け入れ生活保護が取得できるよう支援したり、職場における悩みを聞いたり、福祉就労を活用するなど一人ひとりの状況に応じた支援が行われている。</p>		
A-2-(10) スーパービジョン体制		
A㉑	A-2-(10)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>スーパービジョン体制は確立されていないが、一人で問題を抱え込まないように職員相互での話し合いは行われている。</p>		